資料３

計画の基本方針

１．一般廃棄物処理基本計画の基本方針

（１）ごみ処理に関する基本方針

既存計画のごみ処理に関する基本方針は以下のとおりです。

この基本方針は現在の社会情勢においても重要なものであることから、計画改定にあたっては、この基本方針を踏襲するものとします。

＜基本目標＞
～　協働で築く　環境にやさしい　持続可能な循環型社会の推進　～

基本方針１：つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成

持続可能な開発目標（SDGs）の目標 12「つくる責任　つかう責任」の達成に向けて、行政による周知啓発や、市民や事業者自らの取り組みにより、自然と調和した暮らしや、ものを大切にする姿勢を醸成します。

基本方針２：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進

市民・事業者は発生抑制・資源化に向けた取り組みを積極的に行い、行政は市民・事業者の取り組みを促進するための施策を実施する等、三者の協働による取り組みを推進します。

基本方針３：環境負荷の少ない資源循環の推進

消費段階においてごみになるものを断るリフューズや、ごみの排出段階におけるリデュースやリユース、排出されたごみの処理段階における適正処理や資源化（リサイクル）の推進によって、最終処分等にかかる環境負荷を低減するとともに、西東京市やその周辺の豊かな自然を守ります。

基本方針４：安全・安定な適正処理・処分の実施

柳泉園組合における、清瀬市、東久留米市との共同処理により、適正処理・処分を推進します。また、安全かつ安定した処理を継続するため、柳泉園組合のごみ処理施設の適正な整備や維持管理について、検討を行います。

（２）生活排水処理に関する基本方針

既存計画の生活排水処理に関する基本方針は以下のとおりです。

この基本方針は現在の本市の状況においても重要なものであることから、計画改定にあたっては、この基本方針を踏襲するものとします。

本市では、ほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によりますが、汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯も一部あります。

したがって、公共下水道への接続を促進するとともに、し尿処理事業が今後確実に規模縮小していくことを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。

２．災害廃棄物処理計画の基本方針

既存計画の災害廃棄物処理に関する基本方針は以下のとおりです。

この基本方針は、令和５年９月に改定された「東京都災害廃棄物処理計画」における基本方針と整合が図られていることから、計画改定にあたっても、この基本方針を踏襲するものとします。

方針１：衛生的かつ迅速な処理

災害廃棄物の処理は生活環境の保全、復旧・復興の促進を図るため、災害廃棄物処理の目標期間として定めた３年を目途に、可能な限り短期間での処理を目指すものとします。

迅速な処理を行うことで、災害廃棄物、生活ごみやし尿の腐敗・悪臭、害虫の発生を防止するとともに、市民の健康、安全の確保、防疫の徹底を図ります。

方針２：環境に配慮した処理

災害時においても、十分に環境に配慮し災害廃棄物の処理を行います。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、有害物質の流出等に万全を期して対応します。

方針３：計画的、効率的な処理

３年間で処理を終了するために自区域処理（柳泉園組合圏内（組合構成市：本市、清瀬市、東久留米市））を原則に、仮置場の適正配置や処理施設の適正稼働により、災害廃棄物を効率的に処理します。自区域処理が困難な場合には国、都、他区市町村及び民間事業者等による支援協力等により計画的、効率的に処理を行います。

方針４：安全作業の確保

災害時の廃棄物処理業務は、危険物の混入、有害物質の流出など、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保に配慮し対応します。

方針５：資源化の推進

災害廃棄物を復興資材等に活用し、資源化を行うことは、処理・処分量の軽減が可能となり、効率的な処理に際しても有効であることから、災害廃棄物の排出、仮置き段階から分別を徹底し、資源化を推進します。

方針６：経済性に配慮した処理

処理の緊急性や困難性を考慮しつつ、合理性のある処理・処分方法を選択し、経済的な処理に努めます。

また、国の災害廃棄物処理に係る補助金制度を活用し財源を確保することにより、確実かつ適正に災害廃棄物処理を推進します。

方針７：ボランティア等との連携

災害発生時の処理を推進する上でボランティアの協力は不可欠です。ごみ等の排出・分別ルールや優先順位の考え方等を分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、被災家屋等から災害廃棄物を円滑に搬出及び運搬するために、ボランティアとの情報共有、連携体制を構築します。